

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
3月14日
(火曜日)

目次

- 規則
宅地完成等規制法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定（厚政課）……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出（厚政課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（二件）（水産振興課）……………
- 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（会計課）……………
- 公告
基本測量の実施（監理課）……………
- 公共測量の実施の終了（監理課）……………
- 教委訓令
山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………



宅地完成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六号

宅地完成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地完成等規制法施行細則（昭和四十年山口県規則第三百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地完成及び特定盛土等規制法施行細則

第一条中「宅地完成等規制法（一）を「宅地完成及び特定盛土等規制法（一）に、「宅地完成等規制法施行令」を「宅地完成及び特定盛土等規制法施行令」に、「以下「政令」という。」及び宅地完成等規制法施行規則を「」及び宅地完成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、「以下「省令」という。」を削る。

第二条を次のように改める。

（証明書の様式）

第二条 法第七条第一項（法第二十四条第二項（法第四十八条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び法第七条第二項の規定による身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

第三条から第十四条までを削る。

別記第一号様式中「宅地完成等規制法」を「宅地完成及び特定盛土等規制法」に、「第4条第1項（回法第20条第3項において準用する場合を含む。）、「第5条第1項（回法第20条第3項において準用する場合を含む。）又は第18条第1項（回法第23条）」を「第5条第1項、第6条第1項又は第24条第1項（回法第28条）」に改める。

別記第二号様式から別記第十号様式までを削り、別記第一号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。



山口県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関 名称 所在地 廃止年月日

伊藤耳鼻咽喉科医院 山口市泉都町一〇の一五 令和四、一二、三二
 中坪医院 萩市大字今魚店町三八 〃 〃 〃
 医療法人社団たかはし小児科医院 山陽小野田市大字西高泊七五八の 〃 〃 二九
 ひばり薬局 宇部市東琴芝一丁目四番一七一 令和五、一、一〇
 山一薬局立小路店 山口市下堅小路一〇八 令和四、一一、七

山口県告示第八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 機	在 在	関 地	指 定	年 月 日
中坪医院		萩市大字今魚店町三八			令和五、	一、一
セノテ訪問看護宇部山陽小野田美祢エリアステーション		宇部市大字中山一二九の一五			〃	二、〃
青藍会在宅医療支援センター南山口訪問看護ステーション		山口市深溝八〇三の一			〃	〃

山口県告示第九十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 機	在 在	関 地	指 定	年 月 日
フジヨネ薬局		岩国市周東町下久原一三五三			令和五、	三、一

山口県告示第九十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十七年山口県告示第八十九号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成三十一年三月十二日限り消滅した。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

田布施加入区

山口県告示第九十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成三十一年山口県告示第七十一号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年三月七日限り消滅した。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

田布施加入区

山口県告示第九十三号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「集合教育用運転シミュレーター」を「集合教育用運転シミュレーター 初動捜査支援システム」に改める。



(三九) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（時空間変位確定測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和五年二月一日から終了を通知するまで

一 作業の種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南
市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町

三 作業の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和五年四月一日から終了を通知するまで

(四〇) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が
ありました。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市及び美祢市

三 作業の期間

令和四年九月七日から令和五年二月二十八日まで



山口県教育委員会訓令第1号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月十四日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第6号）の一部を次
のように改正する。

別記第六号様式の(表)中

修 休 高 高	休 休 休 休								
(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)	(日・時・分)

を
に改め、同様式の

(裏)中

令和五年三月十四日発行

発行人

山口県知事

る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

修 高 (日・時・分)	休 休 (日・時・分)									
修 (日・時・分)	休 (日・時・分)									

に
改
め

を